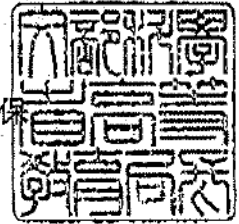




21文科高第264号
平成21年11月24日

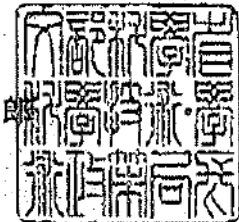
科学技術政策研究所長
各国公私立大学長
各高等専門学校長 殿
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省関係各独立行政法人の長

文 部 科 学 省
高 等 教 育 局 長
徳 永



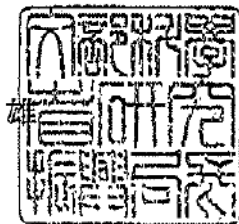
(印影印刷)

科学技術・学術政策局長
泉 紳 一



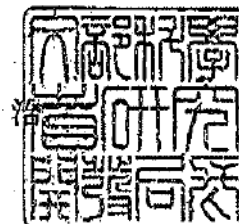
(印影印刷)

研 究 振 興 局 長
磯 田 文 雄



(印影印刷)

研 究 開 発 局 長
藤 木 完 治



(印影印刷)

大学及び公的研究機関における輸出管理について(依頼)

当省では、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術提供に関して「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について(依頼)(平成18年3月24日17文科際第217号)」を発出するなど、大学及び公的研究機関において外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)を踏まえた輸出管理を要請してきています。

先般、国際的な人的交流の活発化や海外との共同研究の進展等を踏まえ、経済産業省貿易経済協力局長から大学等における輸出管理の強化等について依頼がありました(別添参照)。

については、別紙記載のガイドライン等を御参照いただき、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術の提供に関し、外為法を踏まえた輸出管理を的確に行うよう、改めてお願いいたします。

また、経済産業省等が実施する安全保障貿易管理に関する説明会への職員の参加についても、引き続き御配慮をお願いします。

【本件問い合わせ先】

国公立大学、高等専門学校について

高等教育局高等教育企画課法規係 西、長田

電話 03-6734-2475 (直通)

科学技術政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人について

科学技術・学術政策局国際交流官付企画係 笹川、中出

電話 03-6734-3857 (直通)

1. 大学等における実効的な輸出管理の実施に当たっては、特定非営利活動法人産学連携学会が策定した大学等向けの安全保障貿易管理に関するガイドラインをご参照下さい。

- 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/bouckikanri/daigaku/main.html>

- 「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」及び「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」

<http://j-sip.org/info/anzenhosho.html>

2. 経済産業省では、輸出者に対し、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国企業・組織の情報を提供する「外国ユーザーリスト」を発出していますので、留学生や外国人研究者の受入れ等にあたってはご留意下さい。

- 「外国ユーザーリスト」 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/catch-all-user_list.htm

3. 文部科学省はこれまでに、外為法の遵守依頼のほか、イラン及び北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議を受けた各種依頼をしておりますので、併せてご参照下さい。

- 「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）（平成18年3月24日）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/06082811/015/001.htm

- 「国際連合安全保障理事会決議第 1737 号を受けたイラン人研究者及び学生との交流における不拡散上の留意点について」（依頼）（平成19年4月26日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1285442.htm

- 「国際連合安全保障理事会決議第1747号の履行について」（依頼）（平成19年6月14日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1285444.htm

- 「国際連合安全保障理事会決議第1803号の履行について」（依頼）（平成20年12月16日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1285521.htm

- 「国際連合安全保障理事会決議第 1874 号を受けた北朝鮮籍を有する研究者及び学生との交流における不拡散上の留意点について」（依頼）（平成21年7月10日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1285522.htm

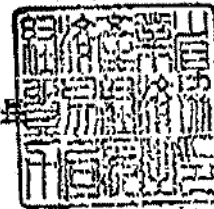
経 済 産 業 省

平成21・09・17貿易第1号

平成21年9月30日

文部科学省大臣官房長 殿

経済産業省貿易経済協力局長



大学等における輸出管理の強化等について（依頼）

我が国は、平和国家としての立場から、大量破壊兵器等の不拡散政策を堅持し、大量破壊兵器や通常兵器等に関連する貨物の輸出や技術提供に関し、国際協調の下に外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき、厳格な輸出管理を行ってきております。

外為法におきましては、学会誌への論文の投稿や学会発表など、技術を公知とするための行為は、経済産業大臣の許可を受けずに行うことができるものとする一方、計測機器や試料等の貨物や技術資料等の海外への持出し、海外出張等に際しての技術提供、海外からの研究者や留学生の受入に伴う技術の提供、国際的な共同研究等における技術移転の中には、経済産業大臣の許可が必要なものがあります。これらが許可を得ずに不適切に懸念先に輸出・提供された場合には、国際的な問題となり得る場合もあり得ると認識しております。

当省としては、先端的な研究開発を行う大学や公的研究機関（以下「大学等」という。）における実効的な輸出管理が必要と考え、平成18年3月3日に経済産業大臣から文部科学大臣に貴省所管の大学等が外為法を踏まえた輸出管理を的確に行うよう協力を要請するとともに、全国の大学向けに安全保障貿易管理に関する説明会を実施してきたところですが、国際的な人的交流の活発化、海外との共同研究の進展等を踏まえると、大学等における効果的な管理の必要性は以前にも増して高まってきている

と考えております。

このため、貴省におかれましては、引き続き、所管の大学等に対し、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術の提供が不適切に行われないよう、管理を的確に行うよう、指導方お願いいたします。また、今般、両省関係部署の協力も得て、特定非営利活動法人産学連携学会から、大学向けの安全保障貿易管理に関するガイドラインが策定されましたので、大学等における実効的な輸出管理の実施に当たっての有益な参考資料として、貴省所管の大学等への周知方お願いいたします。

(参考資料)

参考資料1 「安全保障貿易管理に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」及び要約版

参考資料2 「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」及び要約版